

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【公開番号】特開2008-81557(P2008-81557A)

【公開日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-014

【出願番号】特願2006-261078(P2006-261078)

【国際特許分類】

C 08 F 220/34 (2006.01)

H 01 M 4/60 (2006.01)

H 01 M 4/02 (2006.01)

H 01 M 10/40 (2006.01)

【F I】

C 08 F 220/34

H 01 M 4/60

H 01 M 4/02 B

H 01 M 10/40 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月19日(2009.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

溶液重合法に用いられる重合開始剤としては特に限定されず、例えば、アニオン系重合開始剤を用いて重合することができる。アニオン系重合開始剤としては、例えば、グリニヤール試薬(n-ブチルマグネシウムプロマイド、イソブチルマグネシウムプロマイド、tert-ブチルマグネシウムプロマイド、n-ブチルマグネシウムクロライド、イソブチルマグネシウムクロライド、tert-ブチルマグネシウムクロライド等)およびアルキルリチウム(n-ブチルリチウム、tert-ブチルリチウム、1,1,-ジフェニルヘキシリチウム等)等が挙げられる。これらの中でも、得られる重合反応生成物の品質が安定する観点から、n-ブチルリチウム等のアルキルリチウムが好適に用いられる。